

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年五月二十九日法律第四十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。